

日本国以外の国籍を有する方へ

●在留資格確認届

帝京大学では、出入国管理及び難民認定法第 19 条の 17 に従い、外国籍を持つ学生の在留資格管理をしています。このため、本学に入学される皆さんの中で、以下に該当する方はパスポート顔写真ページのコピー、在留カードのコピーを 3 ページ目の所定用紙に貼付し、提出してください。

- **対象者 :** ①日本国以外の国籍を持ち、在留資格を有する方 ※ただし、「短期滞在」は除く

②日本国籍を持ちながら、外国籍も有する方

- **提出書類 :「在留資格確認届」(本紙 3 ページ)**

※対象者②に該当する方で、外国籍のパスポート期限が切れている場合でも貼付してください

- **提出方法 : 入学提出書類在中封筒**に入れて、必ず書留で郵送してください。

- **提出期限 : 2026 年 3 月 24 日(火) 必着**

●在留期間更新申請（該当者のみ）

すでに在留資格「留学」を保持し、日本国内に居住している入学予定者のうち、2026 年 3 月 1 日(日)～4 月 30 日(木)に在留期間が切れる方に対し、入学前より本学発行の「所属機関等作成用」書類をお渡しすることができます。書類を希望される方は、在留期限の切れる 1 か月以上前に、必ず以下の問い合わせ先に連絡してください。

お問い合わせ先： 帝京大学宇都宮キャンパス国際交流係

〒320-8551 栃木県宇都宮市豊郷台 1-1

TEL : 028-627-7440

E-mail: u-international@teikyo-u.ac.jp

(窓口は平日 9:00～17:00、土曜日 9:00～12:30まで)

【申込方法】

申込は別添 様式 1「在留資格確認届」を提出してください。

【注意事項】

※申込受付後、書類は在留カード記載の氏名、住所宛に発送します。引越しの予定がある場合は郵便局で転送の手続きをして対応してください。

※書類発行には、申込日から土日を除いて 1 週間～10 日かかります。

・2025 年 5 月 1 日以降に在留期限が切れる方は、本学入学後に国際交流係で対応します。

在留資格確認届について

【対象者】

- ① 日本国以外の国籍を持ち、在留資格を有する方
※ただし、「短期滞在」は除く
- ② 日本国籍を持ちながら、外国籍も有する方

●提出書類：「在留資格確認届」

※対象者②に該当する方で、外国籍のパスポート期限が切れている場合でも貼付してください

●提出方法：入学提出書類在中封筒に入れて、必ず書留で郵送してください。

●提出期限：2026年3月24日(火) 必着

〈注意〉

※本学受験の際に記載した名前と、パスポートもしくは在留カードに記載されている名前が異なる場合は、その旨をお知らせください。

※在留期間更新申請中もしくは在留資格変更許可申請中の方は、現在有している在留カード情報と、出入国在留管理庁から受け取った申請受付票のコピーを同封してください。また、入学後、新しい在留カードのコピーを提出してください。

※「留学」の在留資格で、2026年3月1日～4月30日までに在留資格の期限を迎える方は、在留期間更新が必要な方は、本紙1ページ目「在留期間更新申請（該当者のみ）」の案内に従い、所属機関等作成用書類の申し込みをしてください。2026年5月1日以降に在留期限を迎える方は入学後に対応します。

※本用紙提出後に、引っ越しをする学生は、入学後、新しい住所が記載された在留カードのコピーを提出してください。

お問い合わせ先： 帝京大学宇都宮キャンパス国際交流係

〒320-8551 栃木県宇都宮市豊郷台1-1

TEL : 028-627-7440

E-mail: u-international@teikyo-u.ac.jp

(窓口は平日 9:00～17:00、土曜日 9:00～12:30)

在留資格確認届

帝京大学は、出入国管理及び難民認定法第19条の17に従い外国籍学生の在籍管理をしています。必要事項をボールペンで記入し、各証明書等のコピーを貼付の上、入学提出書類在中封筒に入れて郵送してください。

1. 本人情報

受験番号		カタカナ	
電話番号		氏名	アルファベット
メールアドレス 大文字で記入すること	@		
住所	〒		

2. 在留カード/特別永住者証明書等 コピー ※4隅をのりでしっかりと貼り、はがれないようにしてください。



3. パスポート 顔写真のページ コピー ※4隅をのりでしっかりと貼り、はがれないようにしてください。



※個人情報の取り扱いについて、提供いただいた情報は帝京大学にて管理し、外国人在籍管理以外の目的には利用しません。